

新恵庭市史編さん業務委託契約の再変更(委託期間)について

新恵庭市史は、恵庭市制施行50周年記念事業の一環として、市民の地域に対する理解を深め、まちづくり事業や施策に役立てることを目的に、平成26年度から委託契約を締結し編さん作業を実施してきたところです。

しかし9月に、委託事業者からの「契約期間変更願い」により、令和2年度末まで契約期間を延長し、作業を進めて参りましたが、このたび事業者より再度「契約期間変更願い」が提出され、次のとおり契約期間を変更するものです。

【委託契約期間】

- | | | |
|---------------|-------------|---------------------------|
| ・当初 | 平成26年8月1日から | <u>平成32年(令和2年)9月30日まで</u> |
| | | ↓ |
| ・変更(R02.9.18) | 〃 | <u>令和3年3月31日まで</u> |
| | | ↓ |
| ・再変更 | 〃 | <u>令和3年9月30日まで</u> |

【委託事業者名】

札幌市中央区北5条西6-2-2

株式会社 ぎょうせい北海道支社 支社長 阿部 和彦

【委託事業者からの契約期間延長の理由(原文のまま)】

1. 資料の読み込み精査に要する時間

資料の読み込み調査に想定以上の時間を費やし、内容構成と原稿作成に影響が出たこと。

2. 史実や資料が乏しい執筆範囲で、内容の調査・検討・執筆に時間を要したこと。

3. 新型コロナウイルスの緊急事態宣言による業務の遅滞

新型コロナウイルスの流行に起因する緊急事態宣言の発令により、感染拡大防止への取り組みとして、外出の制限や在宅勤務体制への移行など、業務全般が遅滞したこと。